

全項目評価書の記載内容の主な変更部分(個人市民税に関する事務)

| 項目 | 評価書の項目 | 現在公表中の記載内容(H31.4.4時点) | 再実施後の記載内容 | コメント |
|----|--|---|--|---|
| 1 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称 | システム5 eLTAX | システム5 eLTAX審査システム | 前回地方税共同機構が運営する2つのシステムを併せて記載していた。システムが異なす機能が異なるため、eLTAX審査システムと国税連携システムに明確に分けて記載することとする。 |
| 2 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 | ・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携 ・住民登録外課税通知データの他自治体送付及び受領 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書データの受領 | 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受け付けた電子データを受領するシステム。 ・給与、公的年金等の支払者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書を受領する機能。 ・特別徴収税額通知データを特別徴収義務者及び年金保険者に送付する機能。 ・特定個人情報ファイル(本人確認用)を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送付する機能。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書データを受領する機能。 | |
| 3 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | 新規 | システム12 国税連携システム | |
| 4 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | 新規 | システム13 地方税共通納税システム | 令和元年10月開始される新制度により併い導入されるシステムを記載する。 |
| 5 | (別添1)事務内容 | (別添1)事務内容 | (別添1)事務内容 (別添1)事務内容(2) | 解説図をシステムや事務の増加に合わせた新しいものとする。 |
| 6 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 | 市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者 | 個人市民税の納税義務者及び税務調査対象者等。また、かつてこれらに該当した者であって死亡した者を含む。 | 今後の税制改正に対応するため、表現を包括的にする。 |
| 7 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託の有無 | 委託する 8件 | 委託する 9件 | RPAによる税務情報システムへの自動入力については、平成30年度に実証実験を行い、令和3年4月1日の委託開始を目的に協議中である。 |
| 8 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項9 | 新規 | 委託事項9 特別徴収に係る給与所得者異動届出書のCSVテキスト化及びRPAによる税務システムへの入力 | |
| 9 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無 | 提供を行っている 63件 移転を行っている 17件 | 提供を行っている 64件 移転を行っている 33件 | ・eLTAXシステムにおいて、地方団体が特定個人情報ファイル【本人確認用】を地方税ポータルセンタへアップロードする機能が実装されたため。 ・千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例による移転先の記載漏れを補うため。 |
| 10 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 | 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者ごとに、個別に提供先として記載。 (提供先2から提供先57まで及び提供先60から63まで) | 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者を別紙1にまとめる。 (提供先2及び別表1) | 提供する情報、本人の数及び本人の範囲並びに提供方法及び時期・頻度が共通であることから、評価書に個別に提供先として列記していたものを別紙にまとめ、記載を合理化する。 |
| 11 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先58 | 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者を別紙にまとめたため、提供先の項番号を詰める。 (提供先58) | 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者を別紙1にまとめたため、提供先の項番号を詰める。 (提供先4) | |
| 12 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先59 | 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者を別紙にまとめたため、提供先の項番号を詰める。 (提供先59) | 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者を別紙1にまとめたため、提供先の項番号を詰める。 (提供先5) | |

| 項目 | 評価書の項目 | 現在公表中の記載内容(H31.4.4時点) | 再実施後の記載内容 | コメント |
|----|---|-----------------------|--|---|
| 13 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 | 新規 | 地方税共同機構 | 個人が「eLTAXシステム」を利用して個人市民税の申告をする際、地方税共同機構(eLTAXシステムを運営する地方共同法人)による個人番号の本人確認のため、地方団体が地方税共同機構に当該本人確認結果を一度提供する必要がある。 |
| 14 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 | 新規 | 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に定める情報照会者を別紙2にまとめる。 (移転先18及び別表2) | 番号法利用条例第3条第1項の規定により同条例別表の中欄に記載されている事務(16事務)について、記載漏れが発生していたため、別紙にまとめて記載する。 |